

長岡京市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第1条 長岡京市産後ケア事業（以下「本事業」という。）は、出産後に支援が必要な母子を対象に、病院、診療所、助産所又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市（以下「本市」という。）とする。ただし、事業の一部を、市長が適切な事業運営を行うことができると認めるもの（以下「事業者」という。）に委託することができる。

（利用対象者）

第3条 本事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内に住所を有する乳児及びその母親であること
 - (2) 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の者、又は育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な者であること
 - (3) 次のいずれかに該当する者であること
 - ア 短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を利用しようとする者にあつては、生後5か月未満の乳児及びその母親
 - イ 居宅訪問（アウトリーチ）型を利用しようとする者にあつては、生後1歳未満の乳児及びその母親
 - (4) 入院加療の必要がある者、又は感染症疾患がある者ではないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、利用対象者とすることができる。

（事業内容）

第4条 本事業は、前条に規定する母子に対し、次の各号に掲げるサービスを実施するものとする。

- (1) 短期入所（ショートステイ）型
母子を宿泊させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。
- (2) 通所（デイサービス）型
母子を日帰りで施設利用させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。
- (3) 居宅訪問（アウトリーチ）型
母子の居宅に訪問し、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身

のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

区分	サービス内容	
短期入所（ショートステイ）型	原則、利用開始時刻から２４時間以内の利用を１日とし、３食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	１ 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ２ 母親の心理的ケア ３ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）
通所（デイサービス）型	原則、午前１０時から午後５時までの利用を１日とし、１食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	４ 育児の手技についての具体的な指導及び相談 ５ 生活の相談、支援
居宅訪問（アウトリーチ）型	原則、午前９時から午後５時までの間で、１日あたり３時間までとし、右欄のサービスを提供する。	

（注１）短期入所（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型の実施日は、原則として日曜日から土曜日とし、休業日は１２月２９日から１月３日とする。

（注２）居宅訪問（アウトリーチ）型の実施日は、原則として月曜日から金曜日とし、休業日は土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日とする。

（サービス提供者）

第５条 前条に規定するサービスは、保健師、助産師又は看護師が実施するものとする。

（利用日数の上限）

第６条 本事業の利用日数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- （１）短期入所（ショートステイ）型 ７日
- （２）通所（デイサービス）型 ７日
- （３）居宅訪問（アウトリーチ）型 ３日

（利用の申請）

第７条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長岡京市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

- ２ 本市は、長岡京子育てコンシェルジュ事業等により把握した本事業が必要と認める者に、利用の申請を勧めるものとする。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査し、利用を決定する。

2 前項の場合において、市長は、長岡京市産後ケア事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに申請者に通知するとともに、事業者に対し、利用者に関する必要な情報を長岡京市産後ケア事業利用依頼書（別記様式第3号）により提供する。

3 事業者は、サービスの提供開始前に利用者に連絡し、その利用に係る説明、必要な調整等を行わなければならない。

(申請内容の変更等)

第9条 サービスの利用決定を受けた者は、申請した事項に変更が生じたとき又は、申請した利用日数が満了する前に、サービスの利用の中止を希望するときは、当該利用日の前日までに事業者連絡するとともに、長岡京市産後ケア事業利用変更（中止）届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第10条 利用者は、所得に応じて、別表に掲げる額を負担するとともに、サービスの利用終了時に、事業者に対して直接支払うものとする。

2 前条の規定による連絡をすることなく、利用日の変更又は利用を中止した場合は、1日分を利用したものとみなし、利用者は、別表1に定める額を事業者に対し、直接支払わなければならない。

ただし、地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものではない事由により連絡できなかった場合については、この限りではない。

(委託料)

第11条 委託料は、別表2に定める額から第10条に定める自己負担額を控除した額とする。

2 多胎児の利用があった場合には、2人目以降1人あたり、別表3に定める額を委託料に加算する。

3 助産師、保健師又は看護師が日中の常時換算で3人以下で、かつ、ベッド数が3床以下の診療所又は助産所のうち、市長が小規模事業所と認める事業者への短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型の委託には、別表4に定める額を委託料に加算する。

(報告)

第12条 事業者は、利用者の個別の利用状況について、長岡京市産後ケア事業実施報告書（別記様式第5号）をサービス利用後10日以内に市長へ報告するものとする。

(請求)

第 13 条 事業者は、長岡京市産後ケア事業委託料請求書（別記様式第 6 号）を作成し、委託料を市長に請求するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第１０条関係）

階層区分	短期入所（ショートステイ）型日額	通所（デイサービス）型日額	居宅訪問（アウトリーチ）型日額
A	7, 5 0 0 円	3, 7 5 0 円	3, 0 0 0 円
B	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	1, 2 0 0 円
C	0 円	0 円	0 円

A：夫及び妻の前年の所得（１月から５月までの申請については前々年の所得）の合計額が７３０万円以上である者

※所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第２条及び第３条を準用する。

B：サービスを利用する年度（４月から５月に申請する場合は前年度）の個人市民税が課税の世帯（階層区分Ａを除く）

C：サービスを利用する年度（４月から５月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯及び生活保護法の規定による被保護世帯

別表２（第１１条関係）

委託料	単価
短期入所（ショートステイ）型	3 0, 0 0 0 円
通所（デイサービス）型	1 5, 0 0 0 円
居宅訪問（アウトリーチ）型	1 2, 5 0 0 円

別表３（第１１条関係）

多胎児加算	単価
短期入所（ショートステイ）型	4, 5 0 0 円
通所（デイサービス）型	2, 2 5 0 円
居宅訪問（アウトリーチ）型	1, 8 0 0 円

別表４（第１１条関係）

小規模事業所加算	単価
短期入所（ショートステイ）型	1 5, 0 0 0 円
通所（デイサービス）型	7, 5 0 0 円